

### 3. 基本指針との言葉の整合性について

「特定感染症予防指針」は、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に比較して特定の感染症についてのより具体的な指針を示すものであり、基本指針において使用されている「カウンセリング（相談）」の形より、具体的で絞られた表現である「カウンセリング」と変更することは、問題ではなく、むしろ好ましい。1988年にWHOが厚生省と「エイズ・カウンセリング国際会議」を開催したことは、この感染症においてカウンセリングが特に重要であることの証であり、本予防指針においてかっこ書きを抜いても何ら問題はない。

東京HIV診療ネットワーク代表 根岸 昌功  
同 カウンセリング部会幹事 小島 賢一

---

### 9.

平成11年9月1日

後天性免疫不全症候群に関する

特定感染症予防指針作成小委員会 島田 馨 委員長殿  
厚生省保健医療局 篠崎 英夫 局長殿  
厚生省保健医療局 エイズ疾病対策課 麦谷 眞里 課長殿

東京臨床心理士会  
HIV カウンセリング専門委員会  
委員長 吉野美代

#### 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」における カウンセリングの取り扱いに関する要望書

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針作成に関する小委員会でのご検討も終えられ、現在、成案作成についてご尽力頂いているところと存じます。

私たちは東京都内に在住・在勤の臨床心理士の集まりで、心理的問題を扱う「こころの専門家」としてエイズ患者・HIV感染者の支援に携わっております。日頃より私たちの活動につきましては、ご理解・ご協力頂きまして感謝致しております。

さて、今回、検討委員会で議論され、成文化された標記の指針につきまして「カウンセリング」の取扱いが削除またはかっこ書きへの変更が行われました。この点につきまして、今後、是非「カウンセリング」の必要性の明文化をして頂きたく、要望申し上げます。

#### <要望の理由>

##### 1. 「カウンセリング」を「相談」に置き換えることで生じる不都合について

エイズ患者・HIV感染者（以下、患者・感染者）が必要とする心理的援助には、心理教育・ガイダンスから心理カウンセリング、心理療法までの幅広いものが含まれます。「相談」という表現では、専門家による指導・助言・説明が行われる場合のみを示すという誤解が生じやすく、心理的コミュニケーションを通して解答のない悩みなどを援助する心理カウンセリングや心理療法が含まれない恐れがあります。これらの援助は、特効薬がない中で差別・偏見に晒されている患者・感染者が求めて

いる活動に他なりません。

## 2. 「カウンセリング」というカタカナ表記について

「カウンセリング」という表現は、既に日常生活の中にも広く使われるようになっております。1988年にWHOが厚生省と「エイズ・カウンセリング国際会議」を開催して以来、HIV医療においても既に浸透しています。

以上の点、宜しくご検討・ご高配の程、お願い申し上げます。

### 付記

骨子のみを記し申し上げ、意を尽くさない面がありますが、ご連絡頂ければ後日また、伺ってお話しさせて頂く所存でございます。日時も差し迫ったところで急なお願いですが、御海容下さいますようお願い致します。

---

10.

健医疾発第124号  
平成11年12月28日

都道府県  
各 政令市 衛生主管部(局)長 あて  
特別区

厚生省保健医療局  
エイズ疾病対策課長

### 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の運用について

後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)及びHIV感染の拡大は世界中できわめて深刻な状況にある。

我が国においても、地域的、年齢的にも依然として拡がりを見せており、特に近年の傾向としては、性的接触によって感染する事例が増加していることから、引き続きエイズ対策の充実強化の必要性が求められているところである。

このようなエイズを取り巻く状況を踏まえ、平成11年4月1日に施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症新法」という。)第11条第1項に基づき、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(以下「予防指針」という。)が作成され、平成11年10月4日付けで告示(厚生省告示第217号)されたところである。

今後は、予防指針に基づき、人権や社会的背景に配慮しつつ、HIV感染の予防、良質かつ適切な医療の提供等の総合的かつ計画的なエイズ対策を推進していくこととしているが、その運用に当たっては、下記事項に十分留意の上、地域の実情を踏まえたエイズ対策を推進されるよう特段の御配慮をお願いする。

なお、これに関連して、平成6年度より推進してきたエイズストップ7年作戦(平成12年度までの7か年計画)については、平成12年度以降は、本指針に基づくエイズ対策として推進していくこととしているので、念のため申し添える。

## 第1 予防指針の目的及び性格

### 1 目的

本予防指針は、原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携等、エイズ予防のための総合的な施策の推進を図るために作成されたものである。

### 2 性格

上記目的をもって作成された予防指針は、国、地方自治体、医療関係者及び患者団体を含む非政府組織（以下「NGO」という。）が共に対策を埋めていく行動指針である。

また、予防指針は、その有効性を維持確保するため、少なくとも5年ごとに再評価を加え、その結果を指針に反映させることとしている。

## 第2 予防指針の概要

### 1 前文に関する事項

- (1) 都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）において施策を進めるにあたっては、国、医療関係者、NGOとの連携により、実効のある施策を実現するため、その連携体制の強化に取り組まれないこと。
- (2) これまでは必ずしも施策が感染の拡大に結びついてこなかった個別施策層（青少年、外国人、同性愛者、性風俗産業従事者及び利用者をいう。以下同じ。）に対し、人権や社会的背景に最大限配慮しながら、きめ細かい効果的な施策の追加的实施に努められたいこと。
- (3) 感染症新法では、予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置づけるとともに、エイズ患者及びHIV感染者（以下「患者等」という。）に対する偏見や差別の解消及び人権の尊重を法制定の理念としているので、常にこれらの点を念頭において施策の推進に当たられたいこと。

### 2 原因の究明に関する事項

- (1) HIV感染に関する情報を収集及び分析し、国民や医療関係者に対する情報を公開していくことは、HIV感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供のための施策の推進にあたり、最も基本的かつ重要な事項であるので、国が実施するエイズ発生動向調査及び病状に変化を生じた事項に関する報告（任意報告）に対し、引き続き御協力をお願いする。また、これらの結果については、都道府県等の施策の推進にあたり積極的に活用されたいこと。
- (2) 特に個別施策層に係るエイズ発生動向調査の分析を強化し、その分析結果及び各種調査研究の成果を施策に反映させることが重要であるほか、感染予防及び感染拡大抑制のためには、個別施策層に対する情報提供が重要であるので、これに積極的に取り組まれないこと。
- (3) また、国際交流がますます盛んになってきたことから、国内だけでなく国外における感染状況の把握に努めるとともに、それを施策へ反映させていくことも重要であること。

### 3 発生の予防及びまん延の防止に関する事項

- (1) 我が国のHIV感染の主たる要因が性行動であることから、国民に対してHIV感染に関する正確な情報を提供することにより、個人個人の行動の変化に結びつく施策の実施が必要であること。
- (2) 特に個別施策層に対しては、人権や社会的背景に最大限配慮をしつつ、個人個人の行動の変化に結びつくきめ細かい施策の実施が必要であること。
- (3) HIV感染は性感染症の罹患と関係が深いことから、性感染症の予防対策と連携した施策の実施が必要であること。
- (4) HIV抗体検査については、従来より保健所において匿名の無料抗体検査を推進してきているが、その利用の実態は必ずしも良好とは言い難い状況にある。地域における保健医療サービスの提供機関として保健所の役割は重要であるので、実効が上がるよう、個人情報の保護に十分配慮しながら、地域の実情を踏まえた、利便性の高い場所と時間帯を配慮するなどサービス面での工夫を図ることにより、検査体制の強化を図られたいこと。

特に個別施策層に対しては、検査の受けやすい環境づくりに積極的に取り組まれないこと。

- (5) 相談事業については、患者等及び及び個別施策層その他不安を抱く人々に対し、心理的背景や社会的背景に十分配慮した専門的な相談としてのカウンセリングが必要である。そのためには、カウンセリング専門研修の受講による相談事業の質的向上、患者等及び個別施策層によるピア・カウンセリング（患者等や個別施策層の当事者による相互相談をいう。以下同じ。）の活用が必要かつ有効である。

また、予防及び医療の提供に関する保健医療相談需要の多様化等に対応した窓口体制の強化も必要である。特に個別施策層に対しては、NGOとの連携等による相談が受けやすい環境づくりも不可欠である。

以上のことから、都道府県等にあつては、担当者の質的向上を図りつつ、地域の実情に応じた電話相談、派遣相談などの相談体制の強化に努められたいこと。

#### 4 医療の提供に関する事項

- (1) 医療提供体制の確保に関しては、次のような点に留意が必要であること。

ア 患者等に対する医療の提供が確保されるよう、国のHIV治療の中核的医療機関である国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院との連携を図り、一般の医療機関においても診療機能に応じた良質かつ適切な医療が受けられるような基盤作りに努められたいこと。

イ 高度化したHIV治療を支えるためや、結核、悪性腫瘍等の合併症や肝炎等の併発症を有する患者への治療のために、専門医等の医療関係者が連携して診療に携わることが重要であること。

また、一般医療機関での診療を促進するために地域内のあらゆる医療機関とそこに受診する患者等が、専門医等の意見を問けるような連携体制を構築することが必要であること。

ウ この連携強化を図っていくには、患者等の精神的、心理的な側面も配慮した受診しやすい環境づくりとともに、専門的医療と地域での保健医療サービス及び福祉サービスとの連携、検査受診や感染の予防に関する啓発及び情報提供等を円滑に行っていくことが必要であり、これらの各種保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を確保するための機能（コーディネーション）を強化するなど、総合的な診療体制の確保を目指すことが重要であること。

また、HIVに関する専門的な教育、研修を推進し、それらを受けた人材の活用も体制整備に必要であること。

エ 患者等に対し効果的な治療を実施し、かつ、感染の拡大を抑制していくためには、医療従事者による十分な説明と同意（インフォームド・コンセント）が重要であること。

オ 上記の医療提供体制の強化を図っていくため、患者等や医療機関が適時、適切に医療情報、診療情報の利用が可能となる情報提供体制の整備と普及が重要である。このため、インターネットやファクシミリによる医療情報提供体制の整備や国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センターを中心としてエイズ治療拠点病院間を結ぶHIV診療支援ネットワークシステム（A-net）の普及及び活用について積極的に取り組まれないこと。

カ 我が国に滞在する外国人患者等へ適切な医療を提供することは、本人にとってのみならず、感染の拡大抑制にも重要な事項であるため、言語的障壁や文化的障壁のある外国人に対しては、受けやすい治療や検査に関する相談の機会の増加を図るべきであり、そのために医療従事者のみならず、ボランティアやNGO等を活用し、多言語による心理的・社会的支援のためのカウンセリング体制の充実を図られたいこと。

- (2) 特に個別施策層に対する医療の提供に関しては、その精神的・心理的側面、社会行動的側面の特性を踏まえる必要があることから、専門的な研修や具体的対応マニュアル等の作成など個別の施策が必要であること。

- (3) HIV治療の進歩に伴い、患者等が長期間障害をもって療養できるようになったことから、平成

10年4月からHIV感染者は身体障害者の認定が受けられることとなった。このようなHIV感染者に対する日常生活支援のための保健医療サービスと福祉サービスとの連携(コーディネーション)強化がますます重要となっており、医療ソーシャルワークやピア・カウンセリングの積極的な活用を推進されたいこと。

- (4) 患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、NGOとの連携体制や社会資源の活用、人権侵害への対応、心理的支援等における相談方法や相談窓口についての情報提供に努められたいこと。

## 5 人権の尊重に関する事項

- (1) 保健所、医療機関等の保健医療部門及び福祉施策部門等における患者等に係る個人情報については、人権擁護の観点から、保護を徹底することが重要である。都道府県等にあつては、各種研修及び情報提供の場を活用し、関係機関への周知徹底を図られたいこと。
- (2) 患者等及び個別施策層に対する偏見、差別の撤廃に対し、機会あるごとに地域住民への普及啓発に努められたいこと。また、具体的な偏見、差別の原因を撤廃するための普及啓発の努力を行うとともに、必要があれば、容易に心理的支援としてのカウンセリングの機会が容易に得られるよう、相談方法や相談窓口についての情報提供に努められたいこと。

## 6 普及啓発及び教育に関する事項

- (1) HIVの感染予防及び感染拡大防止には、正しい知識の普及啓発が必要不可欠であり、また、患者等が安心して社会生活を営むことができるよう、日常生活の場における不慮の事故等に際しての応急手当に関する正しい知識の普及を図ることが大切である。

さらに、患者等及び個別施策層の特性を踏まえた効果的な普及啓発を推進していく必要がある。このため、患者等や個別施策層の当事者及びNGOが参加して普及啓発資料や疾患解説書等の作成を行うなど、実効ある普及啓発に努めるとともに、NGO活動への支援に努められたいこと。

- (2) エイズ対策を的確に推進していくためには、医療関係者等に対し、医学・医療の分野ばかりでなく、患者等が置かれている心理的・社会的状況への理解や患者等の個人情報の管理に関する教育も重要である。これらの教育を各種研修会等を通じて実施していくことが必要であること。

## 7 関係機関との新たな連携に関する事項

- (1) 我が国のHIV感染の発生が地域的、年齢的に拡がりをみせている状況から、地域におけるエイズに関する正しい知識の普及啓発の推進が重要となっている。このため、地域の必要性に応じ、普及啓発事業の中核としての保健所の役割を強化するとともに、管内の特性等について分析できるよう、保健所の機能の強化についても努められたいこと。
- (2) 国及び医療機関、NGOとの接点を強化し、専門的知識に基づく医療社会福祉相談、心理的支援としてのカウンセリング、保健医療相談及びピア・カウンセリングを含む相談体制の充実を国とともに、個別施策層に対する発生動向調査及び追加的施策を推進されたいこと。
- (3) 国においては、本予防指針を有効に機能させるため、これに基づいて実施される取組の進捗状況を年次報告書としてとりまとめるとともに、患者等、医療機関、NGO、個別施策層等の関係者と定期的に意見を交換し、次年度の施策に結びつけることとしている。都道府県等にあつては、地域における取組を柔軟に見直すなど、実効ある施策の推進に努められたいこと。

平成11年度厚生科学研究費補助金

エイズ対策研究事業

「エイズと人権・社会構造に関する研究」研究報告書

---

発行日 平成12年3月

主任研究者 樽井正義

108-8345 東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学文学部樽井研究室

TEL : 03-3453-4511 (代表)

E-mail : tarui@flet.keio.ac.jp